



群馬県

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

3 すべての人に
健康と福祉を



10 人や国の不平等
をなくそう



16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナースhipで
目標を達成しよう



障害福祉サービス事業者等における業務継続計画（BCP）とは

令和7年5月
群馬県健康福祉部福祉局障害政策課

(1) 業務継続計画(BCP)とは？

業務継続計画(BCP)の定義

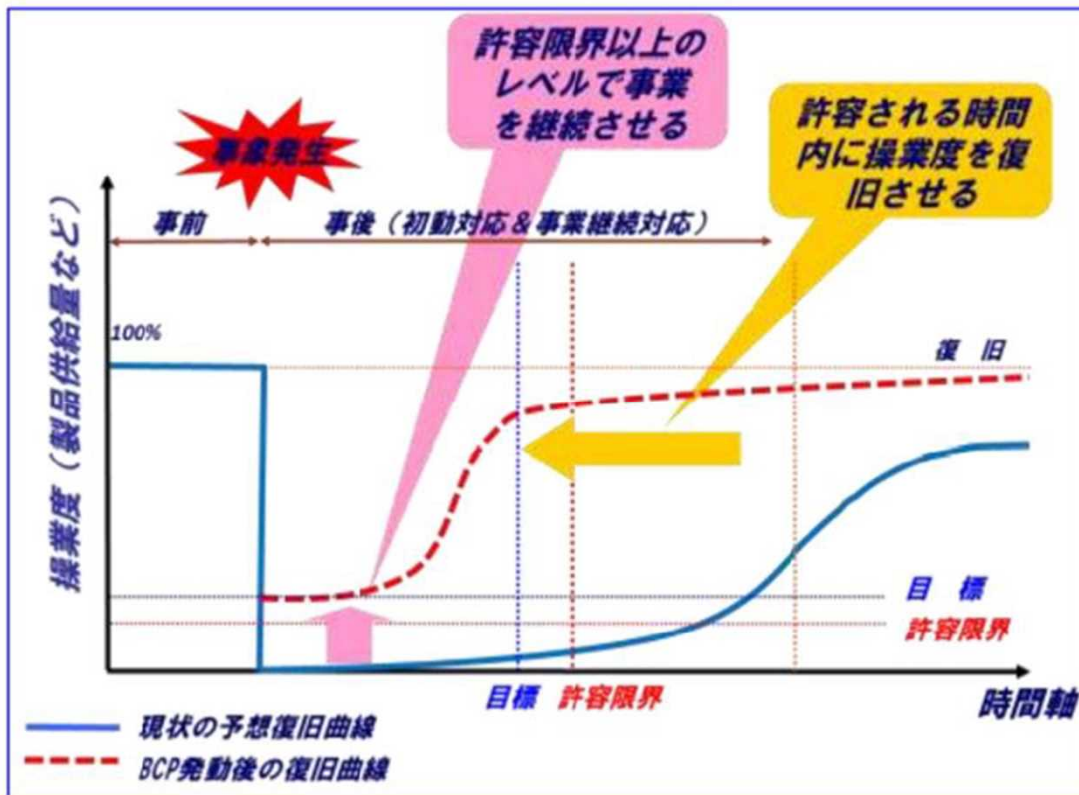
大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化などの不測の事態が発生しても、**重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等**を示した計画のことを業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)と呼ぶ。

(1) 業務継続計画(BCP)とは？

業務継続計画(BCP)の目的

BCPは、「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して、

- ① 事業活動レベルの落ち込みを小さくすること
- ② 復旧に要する時間を短くすること



(一般企業の場合)

業績悪化、顧客への影響、信頼低下等への対策
(経営戦略)として導入

⇒ 障害福祉サービス
事業所等は、求められ
る役割から、業務継続
計画(BCP)の策定が
必要

(2) 業務継続計画(BCP)の必要性

障害福祉サービス事業者に求められる役割

- ① 利用者の安全確保
- ② サービスの継続
- ③ 職員の安全確保
- ④ 地域への貢献（自然災害）

(2) 業務継続計画(BCP)の必要性

障害福祉サービス事業者に求められる役割

① 利用者の安全確保

障害福祉サービスの利用者の中には、相対的に体力が弱い障害者もいます。集団感染や自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「**利用者の安全を確保すること**」が最大の役割です。

② サービスの継続

障害福祉サービス事業者は、**利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任**を担っています。

したがって、入所・入居系サービスは利用者に対して「生活の場」を提供しているため、サービスの提供を中断することはできず、緊急時においても**最低限のサービスを提供し続けられるよう、事前の検討や準備を進めることが必要**です。

通所事業所や訪問事業所においても極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、**利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要**です。

(2) 業務継続計画(BCP)の必要性

障害福祉サービス事業者に求められる役割

③ 職員の安全確保

感染拡大時や自然災害発生・復旧期において業務継続を図ることは、職員の感染リスクが高まると同時に、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷になることが懸念されます。したがって、労働契約法第5条(使用者の安全配慮義務)の観点からも、**感染防止及び職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることが使用者の責務**となります。

④ 地域への貢献(自然災害)

障害福祉サービス事業者の社会福祉施設としての公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設がもつ機能を活かして被災時に地域へ貢献することも重要な役割となります。

(2) 業務継続計画(BCP)の必要性

障害福祉サービス事業者がBCPを作成する必要性

感染拡大時や自然災害発生等によって、「緊急対応業務の発生による人手不足」「建物設備の損壊」「電気、ガス、水道等のライフラインの停止」となった場合、利用者へのサービス提供が困難になります。

一方、障害福祉サービスは、利用者、その家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、障害者の多くは日常生活・健康管理、さらには生命維持の大部分を障害福祉サービスに依存しています。

つまり、**サービス提供が困難になることは、利用者の生活・健康・生命の支障に直結します。**

⇒ これらのことから、他の業種よりも障害福祉サービス等は、**サービス提供の維持・継続の必要性が高く、BCP作成など緊急事態の発生に備えて準備することが求められます。**

(3) 運営基準の見直し

令和3年度の報酬改定において

介護分野や障害福祉分野においては、令和3年度（2021年度）報酬改定による運営基準の見直しによって、当該計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられた（経過措置期間は既に終了）。

※令和5年度いっぱいまで終了



(3) 運営基準の見直し

運営基準で記載が求められている項目

ア 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

イ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- c 他施設及び地域との連携

(3) 運営基準の見直し

研修の内容

感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

- ※ 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（居宅介護事業者等年1回以上、障害者支援施設年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。
- ※ 研修の実施内容についても記録すること。
- ※ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

(3) 運営基準の見直し

訓練(シミュレーション)の内容

感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所(や障害者支援施設)内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的実施するものとする。

- ※ 居宅介護事業者等年1回以上、障害者支援施設年2回以上の実施とすること。
- ※ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。
- ※ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

(4) 運営基準の見直し(令和6年度報酬改定)

令和6年度の報酬改定

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の 取組の強化

(概要)

障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、**感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する**(一定程度の取組を行っている事業所に対して経過措置あり)。

(4) 運営基準の見直し(令和6年度報酬改定)

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

○減算単位

<業務継続計画未策定減算【新設】>

・100分の3に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

・100分の1に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

(4) 運営基準の見直し(令和6年度報酬改定)

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

○算定要件

以下の基準に適應していない場合、所定単位数を減算する。

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

(注意事項)

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日まで、減算を適用しない経過措置を設ける。

(5) 業務継続計画(BCP)策定のポイント

業務継続計画(BCP)において重要な取り組み

業務継続計画（BCP）策定のための重要な取り組みは、
あらかじめ担当者を明確にし情報を確実に把握したうえで、全体の意思決定者（理事長・管理者・施設長・園長等）により指示が的確に出せるような仕組みが必要です。

例えば、

- 各担当者をあらかじめ決めておくこと（誰が、いつ、何をするか）
- 連絡先をあらかじめ整理しておくこと
- 必要な物資をあらかじめ整理、準備しておくこと
- 上記を組織で共有すること
- 定期的に見直し、必要に応じて研修・訓練を行うこと等が挙げられます。

⇒ 業務継続計画（簡易版）の計画策定のポイントについては、
次のホームページで案内しています。

<https://www.pref.gunma.jp/page/3011.html>